

平成13年9月定例会商工労働常任委員会 10月15日

(鈴木和夫 君) 公明党の鈴木和夫でございます。五点ほど質問がございますので、できるだけ簡略に質問いたしますので、御答弁の方もできるだけ簡略でお願いしたいと思います。

最初に、貿易専門学校についてお尋ねを申し上げたいと思います。

貿易専門学校の廃校につきまして、平成九年三月の貿専の学校の運営計画審議会答申で、このときは機能強化を図るということで、そのまま学校をともかく頑張ってやっっていこうということになりまして、今回行財政計画案では廃止ということですが、平成十年九月の財政再建プログラムの中でも廃校案というものは出てこなかったんですが、いつの時点で廃校を決めはったのか、まず最初にお尋ねしたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) 貿専の廃止の決定理由についてでございますけれども、先生述べられましたように、平成九年三月の貿易専門学校計画審議会答申に基づきまして、平成十年度から同校の機能強化を実施してきたところでございます。一方、平成十年九月に財政再建プログラム案において示された今後の府政の守備範囲の再点検という観点から、同校のあり方について再検討を行ってきたところでございます。

具体的には、貿易専門学校のあり方につきまして平成十一年度から検討を開始し、民間教育機関の整備状況調査や企業アンケート調査の実施、さらには企業や民間教育機関に対するヒアリングなどを実施するとともに、逐次学校側とも調整を行ってまいりました。

今年度、行財政計画素案の策定作業を行う中で、府がこれから果たすべき役割を見きわめるとい改革の理念、民間で提供できるサービスは民間にゆだねるとい改革の視点から検討を行い、これまでの検討結果も踏まえて貿易専門学校の廃止を決定したものでございます。

(鈴木和夫 君) 今の御答弁で理解できないのは、今言いましたように、平成九年三月に答申で残して頑張っっていこうと、こちらの資料によりますと、機能強化を図ろうと、カリキュラムの強化、あるいは企業人の研修を実施していこうという拡大路線をここでやっっていこうということになってまして、平成十年の段階で、そこでもそのままの状況。この答申は、平成十四年まで頑張っっていこうということになっているわけですよ。

ところが、おっしゃるように、十三年に至るまでに、実は十二年のときに、府の行政改革推進計画の中にも廃校は出てこないんですよ。そうなってくると、いつの時点で決められたのか。当然、今のタイムテーブルからすると、この十二年以降に決めたんじゃないんですか。十一年の段階でそんな廃校を決めてたんですか。

観光交流課長(岩本芳美 君) 先ほど御答弁申し上げましたように、再検討は行ってまいっておりますけれども、今年度の行政計画素案の策定作業を行う中で、先ほど申しましたように、民間で提供できるサービスは民間にゆだねるとい視点から検討を行いまして、平成十一年度以降行ってまいりましたこれまでの企業アンケート調査や民間企業に対するヒアリングなどの結果も踏まえまして、その廃止を決定したものでございます。

(鈴木和夫 君) そうおっしゃるけれども、実はこの財政計画案の中で廃校しようということで、実は来年の春に生徒募集をやめようということを当初打ち出されたわけですよ。もうこの貿専なんかについては、それぞれの高等学校からは、ことしの春から学校では進路指導を決めているわけですから、当然もうヒアリングは始まっているわけですから、そんなときに、ぽんとやめてまうということを打ち出されたことについては、うちもそんなことを聞いたので、七月の三十日でしたか申し入れをして、その分は撤回なされたけれども、ちょっと今回のこのやり方については、幾ら行政改革を急ごうといけれども、ちょっと急ぎ過ぎじゃないかと思うんですよ。その辺どうなんですか。

観光交流課長(岩本芳美 君) 私ども機能強化を図っていくということで、カリキュラムの充実等をやってまいったわけですが、一方、やっぱり民間でできるものは民間にゆだねるといことも、今の大阪府の現状では必要であると考えまして再検討を行ってまいりまして、今年度から始まりました行政改革素案を策定するという中で、廃止という方向を打ち出したものでございます。

(鈴木和夫 君) いや、部長、ちょっとお尋ねしたいけど、今言いましたように、この平成十二年の段階でまだ出てなかったんですね、この廃校というふうな形では、それで現場サイドからすると、来年のもう入試の募集をしている段階で、府で出された計画は、要するに来年四月からはもう募集せえへんねんという話。ちょっと僕は現場の余りにも現状を知らな過ぎて、こういう結果になったん違うかと思うんですけど、その辺一体どこで意思決定をされたのか、お尋ねしたいと思います。部長にお尋ねしたい。

商工労働部長(藤原安次 君) 今貿易専門学校の廃校方針の決定につきまして鈴木先生の方から、十月の財政再建プログラム案にも載ってないものを突然決めるというのは非常に唐突ではないかというふうなことであります。

先ほども課長からずっと答弁申し上げましたとおり、十年の九月には、府政の大きな転換の方向といたしまして、府政に求められる役割を精査すると。それが一つは、公的関与のあり方と府政の守備範囲の再点検であると。こういうふうな大方針がありまして、確かにその段階では、事細かくどこの部分をどうするかというのはございませんでしたが、そういうふうなものを踏まえまして、平成十一年度から民間におけるその教育機関、貿易専門学校と類似の学校がどういうふうになっているか、あるいは企業におけるニーズはそういうふうなものであるかというふうなのを調査を行いまして、この十三年九月の行財政計画案をまとめるに際しまして、私この四月から就任いたしました、そのようなものをトータルで考えてまいりました。もちろん、現在の貿易専門学校の学校を運営しておられます校長先生等には若干の説明もさしていただいて、現状どうなっているかと、どういうふうにすることによって、この廃校といいますが、貿易専門学校をそういうふうな方向に持っていくことで支障があるかないかというふうなことも御相談をさしてもらってまいりました。

六月の末ぐらいには校長先生にもそういうお話をし、実際、現在高等学校を卒業して、いろんな専門学校でありますとか、大学に進む方の状況を見てまいりますと、この九月、第二学期になりますと、進学するところを決めると、進路指導の問題があるというふうなこともわかってまいりましたし、鈴木先生の方の党からも、廃校についての考え方についてはございませんでしたが、現在専門学校を目指している生徒に、そういう要らざる混乱を起こさないようにというふうなこともありまして、八月三日の計画素案をつくる段階までに、もちろん我々と学校当局なりに相談をさせていただきながら、知事、副知事と相談をさせていただいて、今回、十五年度末から廃校するという方針を打ち出したものでございます。

(鈴木和夫 君) そういうふうないろんな意思決定につきましては、やはりもう少しオープンにさせていただいて、こういうような流れのもとで、当初この廃校に至る経過についての書類いただけてますけど、平成十二年の分も当然抜けてますし、それについては、今後も明確な形での説明をしていただきたいということを要望しておきます。

そこで、廃校に関する事で具体的話をちょっとお尋ねしたいと思います。

今部長の方で十四年度の生徒募集については撤回したいということで、私たちも大変評価しているんですが、そういう視点からちょっとお尋ねしたいんですが、事前にいただいた書類で、この受験者数の推移があります。平成二年に受験者数が二百二十三名おられましたけれども、昨年については八十九人という形で約三九・九%減少しているということ。それから、求人社数も、同じ平成二年度の数字を見ますと、求人数で百八十四名、求人社数で九十三社に対して、平成十一年度のデータだと思えますが、求人数が四十八、求人社数が三十六というふうに大幅に減っています。

この辺については、恐らく不況の影響なのか、少子化で生徒が全般に減ってきているのか、あるいはそれぞれ知るところによりますと、民間の学校も随分とふえてきてますから、そういうふうな競合しているというか、そういったふうには思うんですが、今後この貿易学校の存続ということを見た場合、将来的にはどういうふうな推移、どういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) 貿易専門学校の受験生等が減ってきておりますのは、お示しのとおりでございます。貿易専門学校の受験数は、平成二年に比べてお示しのように四割に減少しております。その原因を考えてみますと、少子化の影響や大学進学率の上昇など複合的な要因が重なっているものと考えてございます。

また、貿易専門学校の求人数、求人社数が減少にあることにつきましては、長引く不況という要素はあるものの、高度なコミュニケーション能力や経営感覚などを求める企業の人材ニーズの変化も影響しているのではないかと考えております。

機能強化につきましては、一定評価が得られているものと思いますけれども、今後の少子化の進行や大学進学率の上昇などを考えますと、将来的には受験者数がさらに減少していくことも予想されるところでございます。

府立貿易専門学校につきましては、昭和二十三年以降、貿易振興を人材面から支援するという商工施策として行ってきたものでございますが、今回行財政計画策定の中で、国際ビジネス関係の学科やコースを持つ民間専門学校、私立大学などの充実を踏まえまして検討を行った結果、府立の専門学校としては一定の役割を終えたという認識によりその廃止を決定したものでございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、今後府立の貿専そのものが民間の専門学校と比べて競争力というのがやはり問題になってくるということと、もう一つは、学費の件ですけど、今貿専が年に大体二十六万の授業料で、民間は大体百万前後しているわけです。こういった形での授業料が安いから府立の貿専が生き残っていると、こういうふうな考え方なのか、ちょっとそのコストの件について、もし御見解があれば御説明願いたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) お示しのように、三分の一以下というんですか、大体初年度で貿易専門学校が二十九万程度、三十万弱ですね。それから、民間の専門学校とか大学をとりますと、百万を超えておりますので、三分の一以下の授業料でございます。初年度負担金もそうでございます。

安いところにやっぱり行きたいということもございますけれども、民間の専門学校におきましても、そういう企業ニーズに応じたいろんな取り組みが機動的にされているということもございまして、そういう意味で、サービスの提供という面では、どちらがすぐれているかというのは甲乙つけがたいというふうに考えてございます。

(鈴木和夫 君) 余り時間がないので、ちょっと結論を急ぎたいんですけども、この学校に対する見直しにつきましては、当時の時代背景からすると随分状況は変わってますから、見直しは私は当然しなきゃならないと思います。ただ、設立から五十年のこれだけの歴史と伝統のある学校なわけですから、卒業生も二千名を超えているわけですから、その卒業生もそれぞれ海外でも、また国内でも貿易関係に随分と活躍している方も聞いているわけです。特に東京では、七洋会というんですか、そういうふうな同窓会の組織もされて、それぞれお互いに横、横でつながりを持って、それぞれの職業、仕事のお互いにリカバリーしていると、こういうような話も聞いてますので、今回、廃止じゃなくて、廃止は当然いろんな見直しで考え方としてあるかもしれませんが、この五十年間の中のノウハウというものは、何らかの形でやっぱり残していかないかんと違うかと、そういうふう思うんですけども、そのことについてどういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) お示しのとおり、貿易専門学校におきますカリキュラムの内容などのノウハウは、非常に重要なものと考えてございます。府立大学の再編の中で貿易専門学校で培われたノウハウが生かされるよう、所管部局である生活文化部とも協議してまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) それで後どうするかについては、今後検討していただきたいと思うんですけども、例えば今府立大学のあり方について検討されてますし、また府立の高等職業技術専門学校でもこの再編についての検討されているわけですから、ちょっと立場は違うかもしれませんが、今までの五十年間という貿専の歴史といたしまして、ノウハウの重みというか、そういったものを何らかの形で継承するような形がとれないのか、再度お尋ねしたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) 先生お示しの今後の人材育成については、我々既存の民間でやっておられる研修とかございます、そういうことも利用しながら進めていきたいと思っておりますけれども、お示しの府立大学の再編の中での検討は、先ほど申し上げましたように、生活文化部と十分協議してまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 当然、商工労働部で今質問してますから、生活文化部との絡みも出て答弁がでけへんというような答弁だと思いますので、このことについては、また知事にでも全体の中でお尋ねを申し上げたいと考えております。

特に今回につきましては、この五十年の培ったノウハウを完全に削除するというのはやはり問題があると思えますし、当然当初の段階から廃校というならば、その最後の受け皿までどういう形でこのノウハウを継承するかについても、本来であれば残してもらいたかった。出てませんからあえてこういう質問になったわけでありませ

けれども、今後まだ時間等もありますから考えていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、第二問目の質問に移りたいと思います。

特に今回の私どもの代表質問でもお尋ねしたんですが、特に負の遺産といいますが、商工労働部につきましては津田サイエンスヒルズも、和泉もさまざまありますけれども、きょうはちょっと時間の関係で、りんくうタウンについて絞って質問を申し上げたいと思います。

りんくうタウンにつきましては直接の所管は企業局だということは十分知っておりますが、私たちの考え方では、ともかくこのりんくうタウンの処理については、全庁挙げて、全庁員で、議会を含めて、取り組んでいこうということを提言も申し上げておりますし、さまざまな施策も打たなければなりません。そういった視点から、商工労働部として何ができるのかということについてお尋ねを申し上げたいと思います。特にりんくうにつきまして、その視点から、商工労働部がどういうふうな形でりんくうタウンについての支援ができるのかということをお尋ねしたいんです。

一つは、りんくうタウンそのものが、F A Z法という法律がありまして、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法という法律が一九九二年に制定されたわけでありまして、全国で二十二カ所あります。そのうちの十一カ所がこの九三年に承認されたりんくうタウンの分ではありますが、この分については、りんくうゲートタワービルとそれからりんくう国際物流、二つがこのF A Zの中に位置づけられているわけでありまして、直接のこの二つの会社の所管は企業局でありますけれども、F A Z法という部分については商工労働部ということですので、今どのような実態なのか、商工部で答えられる範疇でお願いしたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） りんくうタウンの現状でございますけれども、りんくう国際物流につきましては、今年度九月末現在で入居率は約七割、十二年度決算では二億五千二百万円の赤字でございます。りんくうゲートタワービルにつきましては、入居率は全体で約九割、一般賃貸フロアで約七割、オフィスフロアで約六割、十二年度決算では十四億三百万円の赤字と聞いてございます。

（鈴木和夫 君） 特に外国の進出企業に対する輸入品の荷さばきとか保管とか展示、加工等についての施設の整備補助金を出すと、こういうような形で大変当時は鳴り物入りでこのF A Zというのがありまして、全国各地でも、どこの自治体も勇んで手を上げたわけで、全国で二十二カ所。ところが、調べてみましたら、二十二カ所全部うまくいってないという実態でありまして、今御説明ありましたように、りんくうのF A Zにつきましてもそのような実態であるということで、本当にこの関税面のそういう優遇措置とか、りんくうにとってこのF A Zそのものがメリットがあるのかどうか、お尋ね申し上げたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） F A Zのメリットでございます。お答えいたします。

輸入促進地域となることによるメリットといたしましては、輸入促進のための基盤施設を整備する第三セクター等に対する産業基盤整備基金による出資、債務保証、それから不動産取得税及び固定資産税の不均一課税に係る減収補てん措置等がございます。

また、輸入関連金融制度におきます要件緩和、融資限度額の引き上げ、地方公共団体が実施する輸入ビジネス促進事業に対する補助金がございます。

（鈴木和夫 君） 先ほども言いましたけど、そういうような形は、実は一九九〇年ぐらいの政府の発想でありまして、日本が本当に高度経済成長の真ただ中で、どんどん外国からの外圧もあつたりして、物を買わないかんという輸入促進の法律なんですね。当然、御専門ですから私が言うのもあれですけども、そういった意味で、全国二十二カ所も多過ぎるし、実際今こういう経済状況が変わって、輸入促進がそのまま大阪の産業経済の活性化、再生に結びつくかということ、私はそうでもないと思うんですよね。F A Z法そのもののやはりもう一回見直しをしなければなりません。このことについては、当然政府がやることですけれども、実際大阪としてもりんくうを持っているわけですから、大阪府として政府に対してどのような働きかけをされたのか、どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） 国に対する働きかけでございますけれども、商工労働部といたしましては、現行のF A Z制度の枠の中でも、例えば国の補助制度でございます輸入関連事業集積促進事業補助金の枠の拡大や補助期間の延長などにつきまして、積極的に国に働きかけてまいっているところでございます。

また、本年度からりんくうタウンへ進出し、施設整備する外国企業等への支援措置の創設、また外国企業向けのインキュベーション施設整備に対する支援措置の創設等が必要であるとの認識のもと、本府として抜本的な制度改正等を提案、要望しており、今後とも企業局と連携してその実現に努力してまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 一生懸命頑張っていたいただきたいと思うんですが、このFAZ法は時限立法で平成十八年が限度でありまして、もう十三年、要するにそのころにはもう法律が終わってしまうというようなこともありますし、全体の大阪の経済の底上げを考えると、新たな要するに発想をしなければならないかと思えます。

そこで、改めてお尋ねしたいんですが、実はアメリカにFTZというフリー・トレード・ゾーンというのがあります。FAZとよく似ているんですが、全く根本的には違っていて、これは特に香港、シンガポールなんかの自由港としてしている部分がありますし、特に台湾の高雄なんかについては、輸出自由地域ということで原材料を輸入して、加工して、安くすると、こういうようなさまざまなFTゾーンがありまして、FAZはFAZでそのままありますけれども、新たにりんくうをそういうふうな自由貿易地域に指定することができれば、さらなるりんくうタウンに対する商工労働部としての支援策になるのと違うかと、そういうふうに思うわけですが、そのようなお考えも今後大事じゃないかと思うんです。

そういうふうな形で、今ちょうど時期としては、政府の方で都市再生本部がありますし、それぞれ都市の再生に向けて大阪府の意見も今聞く形、また月末にも第三次があるというふうに聞いておりますから、その辺で挟み込めないのか、お尋ね申し上げたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) りんくうタウンの活性化について、先ほど御答弁いたしましたように、現行のFAZではなかなか十分でないということでFAZそのものの中での要望と、さらに先ほどお答えしましたように、新たな抜本的な改正についても要望してまいることにしておりまして、企業局と協力いたしまして国へ働きかけを行ってまいりたいと存じます。

(鈴木和夫 君) 当然これ商工労働部だけの話じゃなくて、企業局も含まれますし、都市再生ですから企画の方にも当然なってくると思いますので、もしよければ、このことについても知事の方に御質問を申し上げたいというふうに委員長にお願いしておきたいというふうに思います。

それからあと、次に三番目の質問に行きたいと思います。

三番目の質問は、同じりんくうタウンの支援策ということで、前回の代表質問の知事からの答弁でも、特に日本の企業は大変弱っておりまして、なかなかりんくうタウンの進出企業も少ない、国内の企業が少ないということで、そういったことからすると、特に海外の企業誘致についても全力を挙げていかなければならないということで、当然これは企業局がなさることでありますけれども、商工労働部において支援として、一つは、海外事務所が今世界各国に五カ所||ロッテルダム、シンガポール、上海、オーストラリア、カリフォルニアという形がありますが、随分とこのりんくうタウンについては、商工労働部の方でも海外事務所を一つの拠点にして、このりんくうタウンを初め、大阪府の持っているそういうふうな企業誘致の部分を努力なさっていると思いますが、具体的に昨年の外国企業誘致の接触件数、そしてまた同じ外国企業の引き合い件数等を、各海外事務所で行っている分につきましては、数字がお持ちであれば御説明していただきたいと思います。

観光交流課長(岩本芳美 君) 平成十年度に海外事務所が外国企業に接触した回数につきましては、ロッテルダム事務所におきましては約百八十回、シンガポール事務所におきましては約百五十回、上海事務所におきましては約十回、オーストラリア事務所におきましては約八百五十回、カリフォルニア事務所におきましては約三百五十回でございます。

また、引き合いあっせんの件数につきましては、ロッテルダム事務所が約五十件、シンガポール事務所が約六十件、上海事務所が約七十件、オーストラリア事務所が約百件、カリフォルニア事務所が約四十件でございます。

(鈴木和夫 君) 今の部分ですね、それぞれヨーロッパ、あるいはアメリカと||アメリカが比較的多いと思うんですが、その中で上海が接触が十件だけというふうに出ているんですが、上海何でこれだけしかないんですか。

観光交流課長(岩本芳美 君) 上海に限りませず、中国の企業が海外に進出するためには、中国政府の許可

が必要となります。したがって、上海事務所では、上海の政府機関や政府傘下の業界団体の誘致活動を重点的に行っておりまして、個別企業への接触が少ない状況となっております。

（鈴木和夫 君） 中国政府がそういうふうな規制をかけているということは、きのうでしたか、WTO | | 世界貿易機構の閣僚会議がドーハであって、日本の外務副大臣も行かれたそうですけども、特に私たちが聞いている話としたら、WTOに今回そういうふうに中国が加盟すれば、欧米のような形での積極的なそういう企業もどんどん海外へ進出していけるというふうに聞いているんですが、その辺はどうなんですか。

観光交流課長（岩本芳美 君） 中国は、ことし十一月のWTO総会で正式加盟が認められる予定でございます。それ以降は、中国企業の海外進出が進むものと予測されております。

ただ、現在の国際情勢から見まして、WTO総会そのものが延期される可能性もございます。上海事務所におきまして、今後、政府関係機関等との連携を深めながら、中国企業の大阪への誘致活動に積極的に取り組んでまいりたいと存じます。

（鈴木和夫 君） 中国はやはり隣国ですし、これからそういった意味では期待の持てる国だと思いますので、上海事務所は非常に大きなキーポイントになるのかと思いますけども、この五つの事務所で今後そういうふうな企業誘致とか、そういったものを有望視される地域というのはどの辺なのか、どういうふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） 有望視される海外事務所という御質問でございますけれども、既に大阪に進出している外国外資系企業は、東洋経済新報社の外資系企業総覧によりますと、百八十三社ございます。その内訳といたしまして、ヨーロッパが八十六社、北米が六十一社と、大阪への進出企業の約八割が欧米地域の企業となっております。

また、欧米地域には各産業の有力企業、高い国際競争力を有する企業など、海外に進出する力を持った企業が多く存在しております。このように既に大阪に進出している現状及び将来の可能性から推測しますと、欧米地域からの誘致が期待できるのではないかと考えます。

したがって、ロッテルダム事務所及びカリフォルニア事務所におきまして、外国企業誘致を最重点業務と位置づけまして、取り組みを強化しているところでございます。

（鈴木和夫 君） カリフォルニアの事務所の場合ですと、例えばこれを見ますと、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、兵庫県と、さまざまな同じ日本の府県も事務所を持っておられるわけですね。ロッテルダムなんかの場合も岐阜県という形で、そういった意味で、総力戦にするならば、大阪府事務所も他府県の事務所なんかとお互いに連絡し合っ、営業活動をするというような発想はできないのかということ。今回の計画案の中でも、大阪市とシンガポールと上海については一緒になってやっていくということですが、その辺どういふふうな見直しをお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） 外国企業の誘致に当たりましては、自治体間の競争が激しくなっている状況から見ますと、他府県と連携することは困難であると考えております。

しかしながら、大阪市とは、府、市それぞれが有するネットワークやノウハウを結集した活動を行う方が、大阪経済の活性化を図るという観点からはより効果的であると考えられております。そういった意味で、双方のすべての海外事務所におきまして、協力、連携した活動を行うことといたしました。とりわけ企業誘致に重点的に取り組むべき欧米におきましては、連携強化を図っているところでございます。

今後も、大阪府行財政計画案にも明記いたしておりますが、シンガポール、上海における海外事務所の共同設置を進めるなど、外国企業誘致の推進のため、大阪市との連携強化を志し、まいりたいと存じます。

（鈴木和夫 君） 今の五つの海外事務所は、りんくうタウンを売るだけにできた事務所ではありませんから、当然そこまでは要求しないんですけども、近々の一年、二年の中では、やはり海外事務所が大きな大阪府の営業拠点として重要な位置づけにしなければならないと思うんですけども、その辺どういふふうなお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

観光交流課長（岩本芳美 君） 先生おっしゃるように、海外事務所は、外国の、現地の情報が集まってきますし、我々この大阪にいる者と | 関係部局ですね、相互に連携をとりまして進めていくという意味で、海外事務所というのが大変大きな意義を持つものと考えております。

（鈴木和夫 君） 私も、二回ほど大阪府の海外事務所に行かしてもらったことがあるんですよ。その所長さんと、大体いってはるのは駐在員さんが一人か二人ぐらいで、少数制でやったはりまして、私たちが行ったら、いろんな接待というか説明をしてもるなりという形で、丸一日事務所で説明を受けたこともありました。

そうなってくると、本来所長さんのいろんな職務もあるわけですから、私はもうそんなん、海外事務所が積極的にやるというようなことを言いまして、なかなか時間的にも能力的にも大変難しい問題があると思いますから、そういった中でどのように具体的に海外事務所の営業戦略というのをされていくのか。

特に私、りんくう、りんくうと言ってますけれども、りんくうは企業局の要するに所管であるわけですから、当然企業局の職員かて、企業局の費用で向こうへ張りついて行ってもらうぐらいの形をしなければいけないかと思ひますし、特にまた所長さんだけでは十分なそういうような人脈等もないわけですから、現地のそういうプロモートというんですか、そういったことをするためには、外国は外国のやり方がありまして、そういうようなエージェントというか、コンサル等も契約して、隅々までネットワークをしていくと。そういうふうなことが必要かと思うんですが、その辺についてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思ひます。

観光交流課長（岩本芳美 君） 海外事務所におきましては、企業誘致以外にも、先生先ほどおっしゃいましたように、大阪企業の国際ビジネスの展開の支援や文化友好交流事業の推進など幅広い活動を行っております。これらは、大阪府にとりましてすべて重要な事業でございまして、とりわけ大阪経済の再生を図る上では、外国企業の誘致が喫緊の課題であると認識しております。したがって、今後は、海外事務所におきましては、企業誘致活動への重点化を図りながら、進出有望企業の発掘活動に全力で取り組んでまいりたいと存じます。

海外事務所の駐在員は、商工労働部が所管するテクノステージ和泉や津田サイエンスヒルズ、企業局が所管するりんくうタウンなど、大阪府が有するすべての産業拠点への誘致活動を実践しております。外国企業誘致をより効果的に推進するためには、多種多様な外国企業のニーズにきめ細かくに対応することが必要不可欠でございます。したがって、すべての産業拠点の立地条件やインセンティブ等を把握している駐在員が、現地企業の状況に精通した専門家や、御指摘のありました現地で豊富なネットワークを有するコンサルタント等を機能的に活用することにより、より実質的な企業誘致活動が展開できるものと考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、今の商工部の予算でできるわけですか。そういう体制のもとで、現地採用をさせるんじゃなくて、そういうコンサルタントなんかの契約というのは、別に契約というても要らない制度になっているわけですか。そういう具体的話としてちょっとお答え願ひたいと思ひます。

観光交流課長（岩本芳美 君） ずっとコンサルタントを年間を通じて雇うんじゃなくて、必要な業務、それについてコンサルタントに委託するという形をとりましてやっておりますので、十分ではないかもしれませんが、今の予算の中でそういうコンサルタントへの委託等をやっております。

（鈴木和夫 君） 極力そういう形で海外事務所が、今まではそういう調査とかアテンドが中心でしたけれども、先ほどの数字を見せてもらったら、結構それなりに頑張っておられることもある。あと問題は成果なわけですから、本庁としても、それぞれの五カ所の現場が十分なそういう誘致策がとれる体制をしいていただきたい、そのことを願ひしておきたいと思ひます。

それからあと、四つ目の質問で、今話題になっております悪質貸金業者についてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

昨年のデータを見ましたら、自己破産件数が過去最高の十三万九千二百八十一件で、地元大阪の地方裁判所管内の破産件数を見ましても一万二千九百十七件という実態でふえてきているわけですが、一万二千九百十七件の中で、特に消費者金融からの借入れが多いと。しかも、消費者金融の中でも多重債務者が大変に多いということになってまして、大阪府が直接所管しておられる貸金業の相談室なんかも、随分と多くの相談が寄せられているというふう聞いておりますので、最新のデータで願ひしたいんですが、多重債務者の消費者金融に関する年間相談件数と主な内容をお示し願ひたいと思ひます。

金融課長(藤村成美 君) 金融課におきましては、昭和五十二年十月に貸金業相談室を設置をいたしまして、貸し金に関する相談に応じておるところでございます。相談件数につきましては、昭和五十八年度に一万二千三百四十二件、過去最大のピークを記録したわけでございますけれども、その後減少傾向にございます。平成十年年度の相談件数につきましては、減少している中で一つの小さなピークということになりまして八千七百二十七件、貸金業が社会問題として取り上げられました昭和五十八、五十九年度に次ぐピークを迎えたわけでございます。しかしながら、それ以降、平成十一年度につきましては七千六百四十五件、平成十二年度につきましては七千四百九十一件と二年連続で減少しております。しかしながら、依然高い水準で推移しているというふう考えるわけでございます。

それから、相談の内容でございますけれども、平成十二年度におきましては、返済の方法が全体の四二%と最も多うございます。次いで、先ほど先生が件数を例示していただきました自己破産、それから債務の時効、債務の相談などの法的知識に関するもの、これが三三%でございます、その中でも自己破産に関するものが一八%ということでもかなり多くなっております。

(鈴木和夫 君) 借りる方にもやはり問題があると思うんですけれども、雪だるま式に借金がふえる原因というのは、A社で借りて、またその返済のためにB社で借りて、C社でという形で順番に融資を受けていくと。要するに、多重債務そのものに問題があると思うんです。貸し手の方も、そういうふうなことをわかっておって貸していると。要するに、多重債務者に対しても過剰な融資を続けていく部分を防げるような法規制というか、そういったものはあるんですか。

金融課長(藤村成美 君) 貸金業規制法第十三条におきまして、貸金業者は、お客さんまたはそのお客さんの保証人となろうとする人の返済能力を超えると、そのように認められる貸し付けにつきましては禁止をされておりまして、お客さんの借り入れの状況だとか返済計画について調査をして、返済能力がないというふうに見える者に対しましては、貸し付けをしてはならないというふうに規制をされております。

本府におきましては、登録貸金業者が貸金業規制法を遵守するように立入検査などを通じまして指導をしているところでございます。さらに借り手に対しましても、計画的な借り入れを行うようにというふうな啓発をやらせていただいているところでございます。

(鈴木和夫 君) いろんなケースがあるかと思えますけれども、特に今テレビでも、ナニワ金融道とかいうて物すごい悪質な業者さんを見るんですけれども、実際的にはああいうのは現実にやっぱりあるんですね。特に、今いろんなこういう多重債務というか、せんだって新聞報道で紹介屋とかありまして、特に大阪についてはそういうような形が多いと聞いておりますけれども、そういう悪質な貸金業者が具体的にどのような形で、手口でやっているのか、商工労働部として、金融課としてもし実態をつかんでおられるのであれば、御説明願いたいと思います。

金融課長(藤村成美 君) 悪質な貸金業者の手口はどういうものがあるかということでございますけれども、最近悪質貸金業者に伴う相談がかなりふえてございまして、平成十二年度には四百五十九件と十一年度に比べまして倍増しております。さらにまた本年度につきましても、九月末現在で五百三十件とかなり多うございます。

それで、こうした手口につきまして注視をしておるところでございますけれども、通常悪質貸金業者と言われるものには、分けまして主に四種の業者があるというふうに考えております。一つは紹介屋と呼ばれるもの、二つ目は整理屋というふうに呼ばれるもの、三つ目は買い取り屋というふうに呼ばれるもの、四つ目はシステム金融などでございます。これが主なところでございます。

その手口につきまして、若干長くなりますが御紹介を申し上げますと、紹介屋ということでございますけれども、これは、新聞などの折り込みチラシに低金利の融資を行うというふうな内容の広告を掲載をするわけでございます。しかしながら、電話等がかかってまいりますと、実際のところは自分からは貸さずに、さも他の金融業者を知っているかのように、おまえとは貸せないで、ここここというところを紹介すると、そういうふうで紹介をして、実際その紹介した業者がお客さんにお金を貸したときに法外な紹介料を請求すると、こういう業者が紹介屋というふうに呼ばれてございます。

次に、整理屋というふうに呼ばれているものでございますけれども、これは、多重債務を抱えておられる方の債務を一本化するよというような内容の広告をやはり同様に行います。しかしながら、実際はみずから貸すこと

もございませんで、多重債務を整理するためにはまず保証料が必要であると、そういうことを言いまして、法外な金額を先に請求するといういわゆる詐欺まがいの手口でございます。

次に、買い取り屋というものは、実は借り主が買い取り屋と言われるようなところに行きますと、買い取り屋は、来られたお客さんに対しましてクレジットカードで商品を多数買わせるわけで、その商品を低価格で買い取ると。したがって、買い取り屋というふうに呼ばれておるわけでございますけれども、結果的には、クレジットカードで商品を買うということになりますので、一時的にはクレジットカードを使った人はお金を手にするわけでございますけれども、後日クレジット会社から商品代金の請求が来るということで、債務がまた膨らんでいってしまうというようなものでございます。

最後に、システム金融につきまして御紹介をさせていただきますと、このシステム金融といえますのは、資金繰りが苦しい中小企業に対しまして、ファクス等を通じまして融資をもちかけるわけでございます。そうすると、借り主は至急に資金が必要なものでございますので、システム金融屋さん、借り主に対しまして小切手等を書留などで郵送すると、こういうふうに言います。その郵送した | | いわゆる書留でございますので証書がございますから、その証書をファクスをしてくれと、こういうふうな依頼をします。そのファクスがシステム屋に到着をしますと、借り主の口座に法外な手数料や利息が引かれた金額が振り込まれるというシステムになってございます。さらに、当初書留などで郵送した小切手等の決済日が近づいておりますと、裏でつながっている別の金融会社が、さらにまた融資をいたしますというふうなファクス等で案内をするわけで、借り主は最初に振り出した小切手等の支払いのためにまた新たな金融会社に借り入れを申し込むといった、そうしたことがシステムの繰り返されて自転車操業的に債務が膨らんでいくというようなケースでございます。

以上でございます。

(鈴木和夫 君) 大変に巧妙というか悪質というか、そういうふうな業者が横行しておるわけでありまして、今気になったのは、平成十一年で、四つの紹介屋、整理屋、買い取り屋、システム金融、こういうふうな悪質な商法の相談というのが二百七十一件で、十二年が四百五十九件と約倍になって、ことし四月から九月までの上半期で既に昨年を突破して五百三十ということで、このままいきますと、年末も含めますから当然明らかに今年度は一千件を超えると。倍々でこういうふうなふえてきているわけですから、早急な対策をこういうふうな悪質な業者に対してはしていかなきゃなりませんし、大阪府の金融課としては貸金業の登録の権限を持っているわけですから、どういう対策をされているのか、お尋ねしたいと思います。

金融課長(藤村成美 君) 悪質な業者に対する対策でございますが、悪質な業者につきましても二通りあるわけでございます。一つは、貸金業規制法の登録をとりながら法を遵守せずに違法な契約や担保をとったり、暴力的な態度や乱暴な言葉を使いながら多額な取り立てを行う業者でございます。もう一つは、無登録でありながら貸金業者を装って詐欺的な行為を行う悪質業者、こういう二種があると思います。

前者につきましては、従来から貸金業規制法に基づきまして立入検査等を実施し、違反行為があれば指導を行いまして、その業務の改善を図っております。ただ、後者につきましては、先ほど申し上げました紹介屋等といったものが挙げられるんですが、これらの業者につきましては、ほとんどが貸金業の登録がございません。したがって、把握が大変困難でございますけれども、府民から苦情を受けた場合、そういう業者がおるとということがわかります。また、新聞の折り込みチラシなどを注意しておりますと、そういう無登録業者と思わしきものが見つかるわけでございますが、そうした場合には、無登録の営業が違法行為であることを厳しく言い渡しているところでございます。

また、こうした悪質業者の温床となると思われる登録しておいても営業所が確認できないような貸金業者につきましては、貸金業規制法第三十八条に基づきまして、登録の取り消し処分を行っております。平成十二年度には四十九業者、今年度は現時点で既に四十三業者の取り消し処分を行ったところでございます。これらの無登録業者への取り締まりにつきましては、近畿財務局や府警本部と情報交換を行うなど、緊密な体制がとれるように努めておるところでございます。

(鈴木和夫 君) 今私も、紹介屋とか、整理屋とか、システム金融とか、買い取り屋というような具体的話を聞いて初めて知ったわけでありまして、多くの府民の方々は知らないと思います。当然借りる方は目先のことでいっぱいなものですから、そういう泥沼にはまっていくということはわからないわけですから、今後、府の広報もそうですし、マスコミ等も通じて、こういったことの悪質業者がおると、こういう手口であるということに

については、どんどん注意喚起をしていただく方策をとっていただきたいと思いますし、重ねて、今課長がおっしゃったように、商工労働部の金融課ではどうしてもできない分野もあれば、府警本部とか近財等と連携をとりながら、しっかりと取り締まりに頑張っていただきたいと思います。

最後の質問でございますが、ビジネスインキュベーターについて御質問を申し上げたいと思います。

ことしの五月に旧の淀川の府税事務所を改修されて、特に大阪の起業家に安い費用で活動拠点を提供していくビジネスインキュベーターを設置されましたけれども、現在の利用状況とどのような方が利用されているのか、まず最初にお尋ねしたいと思います。

商工振興室新産業課長（山口春夫 君） この五月に旧淀川府税事務所を改修いたしまして、大阪ITビジネスインキュベーター | | インキュイットをオープンいたしました。建物は、三階がじっくりビジネスプランを練り上げるための個室でございます、二階がオープンスペースでございます。一階は各種セミナーや交流会ができる多目的ホールを整備しているところでございます。

現在の利用状況でございますが、ITを活用したビジネスアイデアを持っており、大阪府内で創業を予定されておられる方、あるいはSOHO形態 | | 事務所、家庭等で事業展開をしようとおられる方々でございます、現在三階が個室十九室でございます個人ブース、及び二階のオープンタイプの共用オフィスともほぼ定員に達しておりまして、本年五月に利用開始の一期生を募集しまして、十月に二期生の募集を開始したわけでございますが、現在三階で十九名、二階で二十三名、計四十二名が会員としてビジネスプランの練り上げを行っております。年齢層は十九歳から六十八歳まで幅広く、平均年齢三十七歳でございます、女性が十三名の御利用をいただいております。

（鈴木和夫 君） 十九歳から六十八歳、私は、ITのインキュベーターなんていうのはもっと若い、二十代か三十代かと思ったんですけども、六十八歳の方も、ちょっと意外であった。その中でも、女性が三割いてるということで、ちょっと意外であったと思います。特に、この中で、どのようなビジネスプランと申しますか、どういうことを目指しておられるのか、何かいい例があれば、企業秘密でない限り、触れない限り御説明願いたいと思います。

商工振興室新産業課長（山口春夫 君） 中小企業のIT化に必要なハードウェアやソフトウェアを総合的に提供いたしまして、導入のためのコンサルティングを低廉かつ迅速に行うといったような事業の方々がおられますが、またユニークなものとして、全国の水産卸会社等と提携して全国のカニの販売などという事業もございまして、あるいは、歯科医院専用の業務用ソフトウェアの開発といったようなこともございまして、先ほど申し上げました最年少の十九歳の方は、現役の学生でございます、自分たちのつくったアクセサリなどの雑貨類をインターネットを通じて販売するため、ホームページの制作を進めておられます。また、最年長の六十八歳の方でございますが、これは建築関係の会社を数年前に退職をされまして、長年培ってきた技術と経験をもとにIT関係のベンチャー企業を立ち上げようというものでございます。

（鈴木和夫 君） 時間がなさそうでございますが、済みませんが、あと少しだけお願いしたいと思います。その中で、創業までに結びついたそういうようなケースがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

商工振興室新産業課長（山口春夫 君） 現在、まだこの五月からオープンしたばかりでございます、実際に企業を立ち上げるには、会計面、法律、あるいは資金調達などさまざまなハードルがございますが、このインキュベーター施設におきましては、専門家によりまして個別相談会、あるいは特許、マーケティングに関する講習会、あるいは異業種も含めた各種交流会を開催しておりまして、その結果、オープンから現在までの約五カ月でございますが、この間に実際に法人として立ち上げた会員は四名でございます。その中には、入居会員同士が情報交換する中でヒントを得て課題解決し、共同で株式会社を立ち上げた事例もございまして。

（鈴木和夫 君） そうすることで、私の知っているところで、大阪市もそうですし、他の自治体もさまざまなビジネスインキュベーターの取り組みをなさっておられるわけでありまして、ほとんどが満室ということで、大阪府政の特に経済関係については暗い話が多いんですが、このインキュベーターそのものは、規模は小さいかもしれませんが、今後の大阪の経済の底力を出していく意味でも大きな効果になるかと思っております。

そういった意味から、今後これだけでなく、こういったインキュベーターそのものをほかにもふやしていかれる整備計画等をお持ちなのか、最後にお尋ね申し上げたいと思います。

商工振興室新産業課長(山口春夫 君) このほか、大阪市でもいろいろインキュベート施設もございまして、民間の施設もございます。そういった中で、我々としても、利用もかなり多うございますので、そういった利用状況も見ながら、大阪市あるいは民間業者の設置状況等も見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

(鈴木和夫 君) 大変時間がオーバーして恐縮ですが、今後、こういった形からすると、インキュベーターそのものの事業もそんなにコストもかからないというふうに考えますし、民間等のそういうインキュベーター事業については、府としても、そういうような支援策も、直接府がしなくても、民間等がする場合についてのそういう支援策等も必要かと思っておりますので、あわせて要望して、終わりたいと思います。ありがとうございました。